

平成21年 労働者災害補償保険法

〔問 2〕 給付基礎日額に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 給付基礎日額は、労働基準法第12条の平均賃金に相当する額とされ、この場合において、同条第1項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、業務災害及び通勤災害による負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は業務災害及び通勤災害による疾病の発生が診断によって確定した日である。
- B 労働基準法第12条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でないと認められるときは、厚生労働省令で定めるところによって所轄労働基準監督署長が算定する額を給付基礎日額とする。
- C 給付基礎日額に1円未満の端数があるときは、それが1円に切り上げられる。
- D 給付基礎日額のうち、①年金給付の額の算定の基礎として用いるもの、②療養開始後1年6か月を経過した日以後に支給事由が生じた休業補償給付又は休業給付の額の算定の基礎として用いるもの、③障害補償一時金若しくは障害一時金又は遺族補償一時金若しくは遺族一時金の額の算定の基礎として用いるものについては、所定の年齢階層ごとの最高限度額及び最低限度額が設定されている。
- E 特別加入者の給付基礎日額は、中小事業主等については当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮し、一人親方等については当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮し、海外派遣者については中小事業主等の場合に準じて、厚生労働大臣が定める額による。

第41回(平成21年度)社会保険労務士試験の合格基準について

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準

本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。

- ① 選択式試験は、総得点25点以上かつ各科目3点以上(ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法は2点以上)である者
- ② 択一式試験は、総得点44点以上かつ各科目4点以上である者

※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。

(2) 配点

- ① 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。
- ② 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。

2 試験問題の正答

試験科目	出題形式	選択式						択一式									
		問	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む)		問2	⑬	⑯	⑦	①	⑳	C	D	E	E	D	B	C	C	D	E